

川西町原油価格・物価高騰対策交付金【申請要領】

事業において水道光熱費や燃料費の経費の割合が高く、原油価格の高騰や物価高騰の影響が大きい事業者に対し、事業継続を支えるため交付金を交付します。

1 交付対象者

＜要件＞

交付金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとします。

- (1) 基準日（令和4年7月1日）において、法人の場合は本店を、個人事業主は住所を町内に有する事業者（農業、政治・経済・文化団体、宗教法人等は除きます。）
- (2) 令和3年分の水道光熱費及び燃料費、車両費もしくは車両関係費中の燃料にかかる経費（以下「対象経費」という。）の合計額が50万円以上であること
- (3) 令和3年分の売上高における対象経費の割合が10パーセント以上であること
- (4) 申請日現在において、町税等に滞納がなく必要な申告義務を怠っていないもの
- (5) 「別掲：暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、交付事業の実施期間内・交付事業完了後も該当しないことを誓約すること
- (6) 引き続き事業を継続する意思があること

町内で事業を行う個人事業主（町外住所）について

個人事業主（町外住所）は、以下の要件に該当すれば、申請することができます。詳しくはお問い合わせください。

- ①住所地の市町村で、該当する交付金等の支援策がないこと。
- ②町内のみで事業を行っていること。
- ③町民を一人以上雇用していること。
- ④上記の(2)～(6)の要件をすべて満たしていること。

2 交付金額

交付金額は、令和3年分の対象経費を基準として以下の区分に応じた額を交付します。

※令和3年分とは、令和3年1月から12月までの期間にかかる年分とし、法人の場合は、令和3年を6か月以上含む会計年度とします。

交付額及び交付区分

区分	対象経費の額	交付金額
1	50万円以上100万円未満	5万円
2	100万円以上300万円未満	15万円
3	300万円以上600万円未満	30万円
4	600万円以上	60万円

3 申請手続き

《申請受付先》

川西町商工会（川西町大字上小松1736番地の2）

電話：0238-46-2020

《申請受付期間》

令和4年7月1日（金）から令和4年10月31日（月）まで（上記受付先必着）

《提出書類》 ※ホームページに申請書類（Word版、Excel版）を掲載しています。

(1) 令和4年度川西町原油価格・物価高騰対策交付金交付申請書（様式第1号）

(2) 川西町が発行する滞納がない旨の直近の納税証明書

(3) 交付金該当確認書（様式第2号）

(4) 主たる業種及び令和3年分の売上高確認書類

ア 法人

- ・ 令和3年分を6か月以上含む会計年度の確定申告書（別表1）の写し、及び法人事業概況説明書の写し（税務署の受付日付印のあるもの、電子申告の場合は「受信通知（メール詳細）又は電子申告をしたことがわかる書類を添付）

イ 個人

- ・ 令和3年分の確定申告書（第1表）の写し（税務署の受付日付印のあるもの、電子申告の場合は「受信通知（メール詳細）又は電子申告をしたことがわかる書類を添付）

(5) 対象経費の確認書類

ア 法人

- ・ 対象とする会計年度の損益計算書（販売費及び一般管理費の計算内訳書、原価報告書を含む）
- ・ 対象科目の総勘定元帳
 - ※科目内に対象経費と対象外経費が混在する場合、マーカー等で対象経費がわかるようにすること
 - ※元帳を作成していない場合、対象科目明細（別紙）を作成すること

イ 個人

- ・ 令和3年分の青色申告決算書（1ページ、2ページ）写し、もしくは収支内訳書（1ページ、2ページ）の写し
- ・ 対象科目の総勘定元帳
 - ※科目内に対象経費と対象外経費が混在する場合、マーカー等で対象経費がわかるようにすること
 - ※元帳を作成していない場合、対象科目明細（別紙）を作成すること

(6) 振込口座確認書類

- ・ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いたページ）

(7) 本人確認書類

- ・ マイナンバーカード、運転免許証、など

※その他、申請内容によっては追加資料を求める場合があります。

4 審査方法・結果の通知

《交付対象の決定方法》

交付対象は、以下の審査項目に基づき随時審査を行い、交付金の交付を決定します。

審査項目

以下の要件を全て満たすものであること。

要件を満たさない場合には、その申請は失格とし、その後の審査を行いません。

- ① 必要な提出資料がすべて提出されていること
- ② 「1. 交付対象者」の要件に合致すること

《結果の通知》

交付決定・額の確定通知書（様式第3号）により通知します。

5 スケジュール（予定）

	実施時期
申請受付	令和4年7月1日（金）～令和4年10月31日（月）
交付決定	随時（概ね1か月以内）

※ このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

別掲：暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、交付金の交付の申請をするにあたって、また、交付事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（川西町暴力団排除条例（平成24年3月29日条例第7号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員等（川西町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。
- 暴力団（川西町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に経営に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。